

自転車 ルールブック

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

令和8年4月1日施行

反則金(青切符※)
の導入決定!

※交通反則通告制度



神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

神奈川県自転車条例：自転車損害賠償保険等に参加しましょう!

神奈川県・神奈川県警察

県では自転車と歩行者の関係する交通事故が増加しており、重大な事故も発生しています。また、全国では自転車事故の加害者に対し高額な損害賠償を請求される事例もあります。

県は、歩行者、自転車及び自動車等がともに安全に通行し、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、

1. 自転車損害賠償責任保険等の加入の義務化

2. 自転車の安全利用のための取組み

3. 交通安全教育の実施

を柱とした条例を制定・施行しました(平成31年4月から施行)。

自転車は道路交通法上「**軽車両**」に位置付けられています。自転車に関する正しい知識を取得し、ルール・マナーを守り、自転車の安全な利用に努めてください。

詳しくは

神奈川県自転車条例

検索 🔍

1. 自転車損害賠償責任保険等の加入の義務化



■ 自転車事故の高額賠償事例

判決認容額(※)	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)
9,330万円	男子高校生が、夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。 (高松高等裁判所、令和2年7月22日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所、平成20年6月5日判決)

※ 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

(一社)日本損害保険協会調べ

まずは、自転車損害賠償責任保険等に加入しているか 確認することが大切です！

Q1

自転車損害賠償責任保険等の加入義務の対象となる方は、どのような人たちですか？

自転車の利用者のほか、子どもが利用する場合には保護者、従業員が業務で利用する場合には事業者、さらには自転車を貸し出す事業者も対象となります。

Q2

加入が義務化された自転車損害賠償責任保険等とはどのようなものがあるのですか？

条例では、「自転車の利用に起因する事故により他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう。」と定義し、自分自身の生命、又は身体の補償を求めるものではありません。

具体的には自転車向けの保険のほかに、自動車保険や火災保険の特約としての個人賠償責任保険、PTA保険や各職域での団体保険、自転車整備士による点検を受けたことで加入できるTSマーク付帯保険などがあります。

■ 自転車保険等の種類

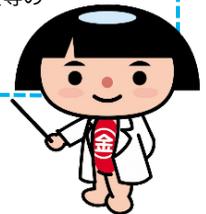
種類	相手		自分
	生命・からだ	財産(モノ)	生命・からだ
個人賠償責任保険	○	○	×
傷害保険	×	×	○

自転車損害賠償責任保険等には様々な種類があり、本人が気付かないうちに、既に入っている場合があります。既に入っている保険等の加入状況や補償内容をよく確認しましょう。

Q3

「自転車向け保険」と言われている保険に入らなければいけないのですか。

自転車損害賠償責任保険等には、「自転車向けの保険」だけでなく、他にも多くの種類があります。裏表紙「加入状況確認シート」を活用して、ご自身が加入している保険等で自転車利用時の事故による損害が補償されているかを確認しましょう。



必ずしも「自転車向け保険」に加入する必要はありません。

Q4

自転車損害賠償責任保険等はどこで入ることができますか？

個人賠償責任保険、共済、施設所有者賠償責任保険等の加入については、各損害保険や共済保険等の取扱店に確認してください。

TSマーク付帯保険※については、お近くの自転車安全整備士のいる自転車店にお問い合わせください。

※TSマーク付帯保険

自転車安全整備士による点検・整備(有料)を受け、安全な自転車であることが確認された場合に付帯される保険です。

Q5

県外から自転車で乗り入れる場合も保険等に加入しなければなりませんか。

神奈川県内で自転車を利用するときは、条例が適用されますので、保険等の加入が義務付けられます。

Q6

県外からレンタルサイクルなどで乗り入れる場合でも、保険等に入らなければならないのですか。

Q5と同様に、保険等の加入が義務付けられます。

Q7

なぜ、罰則を設けなかったのですか。

自転車には自動車のような登録制度がありません。また、保険等には契約者だけでなく家族全員が対象となるものもあり、制度が複雑で商品也多岐にわたっています。このように自転車利用者の保険加入状況をすぐに確認できないため罰則は設けていません。

2. 自転車の安全利用のための取組み

- 反射材を備える
- 施錠などの防犯上の措置
- 点検・整備

点検・整備の合言葉「ブタはしゃべる」



ブレーキはよく効きますか？ タイヤに空気は入っていますか？ 反射材・ライトは汚れていませんか？点灯しますか？

車体のサドルにまたがって、両足が地面に付きませんか？ ベルは鳴りますか？

3. 交通安全教育の実施

- 自転車を利用する全利用者に対し、ヘルメット等の着用促進
- 学校、家庭における交通安全教育



神奈川県道路交通法施行細則

危険な「ながら運転」は
禁止されています！

【違反した場合：5万円以下の罰金】

スマホ・携帯電話等の
使用の禁止



イヤホン等の
使用の禁止



傘差し運転の
禁止



Topics!

あなたは大丈夫？ 知らなかったでは済まされません！
自転車の新しいルールを要チェック

◆運転中のながらスマホの禁止

【違反者：6ヵ月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金】

【交通の危険を生じさせた場合：1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金】

自転車運転中にスマホを手で持って通話したり、画面を注視したりする行為は禁止です（スマホホルダーに固定している場合も含む）。



◆酒気帯び運転の禁止

【違反者・自転車提供者：3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金】

【酒類提供者・同乗者：2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金】

酒気帯び運転者はもとより、自転車提供者や同乗者、酒類提供者に対しても厳しい罰則が科されます。



◆ペダル付き電動バイクは一般原付等に位置付け

- ・ペダル及びモーターを備える車両
- ・スロットルを用いて、モーターのみで走行できる
- ・電動アシスト自転車のアシスト比率基準を超えている

➡ 自転車ではなく、一般原付または自動車です！

人力（ペダル）のみで走行させる場合でも、
一般原付・自動車としての交通ルールが適用されます！



Topics!

反則金(青切符)の導入決定! 交通反則通告制度の導入



令和8年4月1日～

16歳以上が行った反則行為のうち、比較的軽微な違反を対象に、反則金を納付することで刑事罰※1が科されない制度。反則金は、告知の翌日から起算して7日以内に納付しなければなりません。納付に応じなかった場合は刑事事件として扱われ、状況によっては拘禁刑※2や罰金等の刑事罰(前科)を科される可能性があります。『知らなかった』では済まされません。

※1 刑事罰:交通違反に対して拘禁刑や罰金が科される刑罰で、「前科」がつくこととなります。

※2 拘禁刑:「懲役」「禁錮」といった刑を一本化した新しい制度で、刑務所に収容され改善更生に必要な指導等を受けることとなります。

◎ 反則行為と反則金の例 ※対象となる反則行為と金額は変更される場合があります。

反則行為	反則金額
携帯電話使用等(保持)	12,000円
遮断踏切立ち入り	7,000円
信号無視・通行区分違反(車道の逆走等)・交差点安全進行義務違反・横断歩行者等妨害等・安全運転義務違反など	6,000円
通行禁止違反・優先道路通行車妨害等・指定場所一時不停止等・無灯火・自転車制動装置不良・公安委員会遵守事項違反など	5,000円
歩道徐行等義務違反・路側帯進行方法違反・並進禁止違反・交差点右左折方法違反・軽車両乗車積載制限違反・警音器使用制限違反など	3,000円



危険行為に該当し、3年以内に2回以上摘発された場合は悪質運転者とみなされ、※「自転車運転者講習」の義務が生じます! ※P11参照

◎ 反則金の納付※手続きについて(青切符を切られたら…)

※納付:国に対して手数料(この場合は「反則金」)を納める(支払う)こと。

青切符を切られたら

告知を受けた日の翌日から7日以内に郵便局か銀行に納めて手続き終了

期間内に納め忘れた場合

指定の日時に指定の場所へ行き、通告※を受ける
※通告:文書などで通知されること

通告を受けた日の翌日から10日以内に、所定の反則金を郵便局か銀行に納めて手続き完了

期間内に反則金を納め忘れ、出頭日にも行けなかった場合

通告書が郵送される

通告期間内に、所定の反則金+郵送に要する経費を郵便局または銀行で納付し手続き完了

それでも納付しなかった場合

検察庁または裁判所へ送致され、裁判手続きがとられる

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

① 車道が原則、左側を通行

【違反した場合：3ヵ月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金】

道路交通法上、自転車は「軽車両」という車の仲間位置づけられているため、歩道と車道の区別のあるところでは車道通行が原則。また、自転車道、普通自転車専用通行帯があるところでは、道路工事等の場合を除き、そこを通らなければなりません。



普通自転車専用通行帯



② 歩道は例外、歩行者を優先(歩道通行できる場合)

【違反した場合：2万円以下の罰金または料料】

次の場合に限り、歩道の車道寄り部分を例外的に徐行(すぐに止まれる速度)で通行することができます。歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止をして、歩行者を優先しなければなりません。



1. 普通自転車歩道通行可の標識・標示がある場合。
2. 13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転している場合。
3. 道路工事や連続した駐車車両等のために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく交通量が多く、車道が狭いなどのために自動車などとの接触事故の危険がある場合など、自転車の通行の安全を確保するため、やむを得ないと認められる場合。



普通自転車等及び歩行者等専用

◆ 路側帯の通行

【違反した場合：3ヵ月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金】

自転車は、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができますが、白線2本の標示のあるところでは通ることができません。また、歩行者の通行を妨げる場合は路側帯を通行できません。



2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

① 信号を守って安全確認

【違反した場合：3ヵ月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金等】

信号機のある交差点では、必ず信号を守らなければなりません。「信号無視」による死亡事故が数多く発生しています。特に、黄色信号や歩行者用信号機の青信号点滅は横断を始めてはいけないという意味であることを再確認しておきましょう。

「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合や横断歩道を通る場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。



◆ 自転車が従うべき信号

自転車は通行する場所等によって、従うべき信号が異なります。

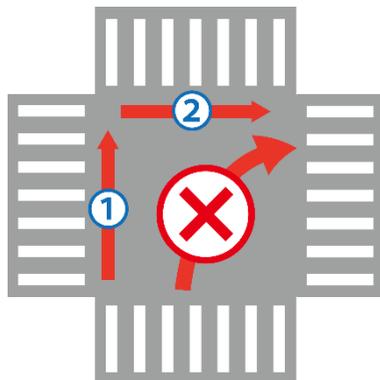
- 車道を通行： 車両用信号
- 自転車横断帯、もしくは横断歩道押し歩きなど： 歩行者用信号
- 「歩行者・自転車専用」信号機がある場所： 歩行者・自転車専用信号
- 信号の意味



◆ 右折は必ず二段階右折

信号機のある交差点で右折するときは、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まり右に向きを変え、前方の信号が青になってから進みます。

なお、自動車やバイクは青の矢印信号によって右折できる場合がありますが、自転車は進むことができません。「自転車横断帯」があるときは、そこを通らなければなりません。



横断歩道は歩行者横断のための場所です。横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車から降りて押して横断します。

左折するときは、青信号を確認のうえ、前後左右の安全を確かめ、できるだけ道路の左端に沿って十分スピードを落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がります。

② 一時停止を守って安全確認

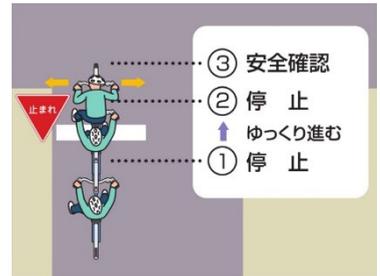
【違反した場合：3カ月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金】



一時停止

◆ 標識・標示のある交差点

道路標識・標示は自転車でも従わなければなりません。一時停止の標識・標示のある場所では、停止線で必ず一時停止をし、その上で左右の安全確認ができるところまでゆっくりと前進し、前後左右の安全確認を行ってから通行しましょう。



◆ 標識・標示のない交差点

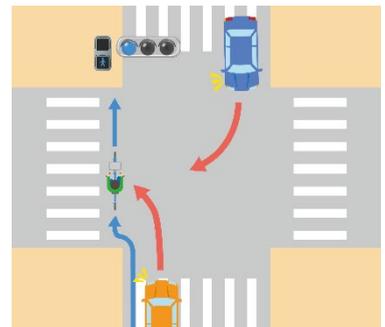
一時停止標識・標示がない交差点、見通しの悪い交差点、狭い道路から広い道路に出る場合でも一時停止をし、十分に安全確認してから通行します。一方通行道路（「自転車を除く」の補助標識あり）を逆走する際、交差点には「一時停止」の標識・標示、停止線がないので、十分な注意が必要です。



◆ 青信号でもしっかりと安全確認を！

交差点では、たとえ青信号であっても、右左折する自動車等があります。右左の安全確認はもちろんのこと、前後から来る右左折車等も十分に確かめてから通行するようにします。

自動車には車体の構造上、運転者から見えない「死角」がありますので、運転者とアイコンタクト（目線を合わせる）などして、自分に気付いているかどうか確かめましょう。



3. 夜間はライトを点灯

(違反した場合:5万円以下の罰金)



4. 飲酒運転は禁止

※酒気帯び運転を含む

(違反者)

酒気帯び運転:3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
酒酔い運転:5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金



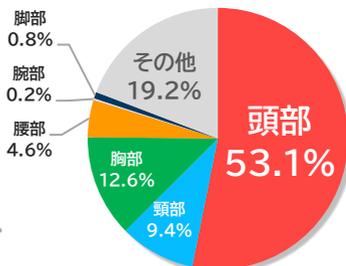
5. ヘルメットを着用

自転車事故による死者の半数以上が頭部損傷が原因で死亡していることから、すべての自転車利用者のヘルメット着用が求められています。自転車に乗る際は、万が一の交通事故に備え、自転車用ヘルメットをかぶり、頭部を保護しましょう。



すべての自転車利用者が対象！

自転車乗用中死者の人身損傷主部位(致命傷の部位)
(令和2年~令和6年合計) 警察庁資料より



※ 致死率とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。

令和5年
4月1日
施行

神奈川県道路交通法施行細則の一部が改正され、
神奈川県内で**タンDEM自転車**の走行が可能となりました！

タンDEM自転車の交通ルール



■ 歩道は通行禁止！

車道の左側端、道路左側の路側帯、自転車専用通行帯などを通行しましょう。

「自転車を除く」の補助標識があっても
タンDEM自転車は除かれません！



自転車を除く



自転車を除く



自転車を除く

車両進入禁止

車両通行止め

一方通行

■ スピードの出しすぎに注意！

2人でペダルをこぐためスピードが出やすくなります。安全な速度で走りましょう。

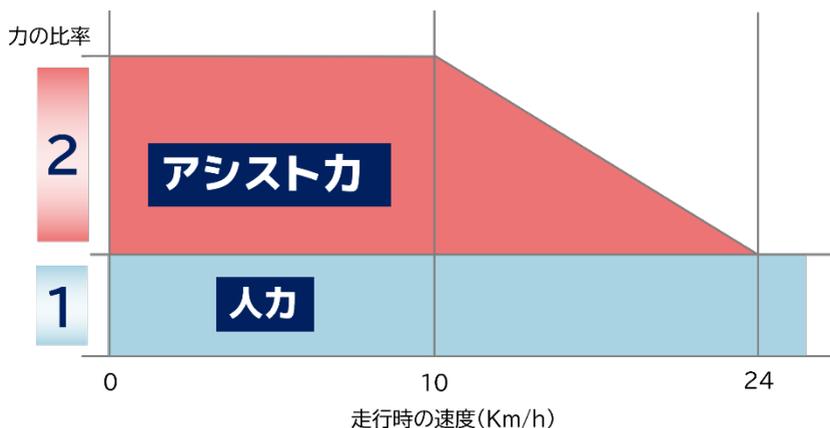
■ 自転車保険等の加入を確認！

神奈川県自転車条例により、自転車損害賠償責任保険等の加入が義務となっています。



◆ 電動アシスト自転車の注意点

モーターが人力を補助する電動アシスト自転車は、力の弱い方でも楽に坂を上ることができる大変便利な自転車で、子供の送迎や買物のほか、運転免許を返納した高齢者の新たな移動手段としても注目を集めています。しかし、普通の自転車とは異なる特徴もありますので、特徴を理解して正しく利用することが大切です。



● 急加速と走行スピードに注意しましょう！

人力をモーターが補助してくれるため加速が良く、ついスピードも出しがちです。最近では、自転車事故に占める電動アシスト自転車の事故が増加傾向です。信号の変わり目での急加速や歩道で徐行しないなどは、大変危険な行為です。

● 「ケンケン乗り」「立ちこぎ」は危険です！

いわゆる「ケンケン乗り」や「立ちこぎ」は、急加速やバランスを崩して転倒事故につながる恐れがあります。必ずサドルに座った状態で自転車に乗りましょう。



● 信号待ちなどでは、「両足着地」と「しっかりブレーキ」が基本！

信号待ちでペダルに足を乗せたままにしておくと、思わぬ急発進の原因になります。信号待ちなどでは両足を着地し、しっかりと両ブレーキをかけておく必要があります。

自転車運転者講習制度

【受講しなかった場合：5万円以下の罰金】

違反や事故を起こして3年以内に2回以上検挙された自転車運転者は、警察官の命令を受けてから3ヵ月以内に講習を受けなければなりません。

【講習対象となる危険行為16類型】

① 信号無視

② 通行禁止違反

歩行者用道路等、道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所を通行する。

③ 歩行者用道路徐行違反

自転車の通行が認められている歩行者用道路で徐行しない。

④ 通行区分違反

歩道通行が禁止されている歩道を通行したり、道路の右側を通行（道路右側にある路側帯通行を含む）したりする。

⑤ 路側帯進行方法違反

自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度や方法で通行する。

⑥ 遮断踏切立入り

⑦ 優先道路通行車妨害等

信号機のない交差点等で、優先道路を通行する車両や左側から来る車両の通行妨害をしたり、交差点に入る際に徐行しない、また歩行者等に配慮しない速度や方法で通行する。

⑧ 交差点優先車妨害

交差点で右折時に直進車や左折車両の進行を妨害する。

⑨ 環状交差点通行車妨害等

環状交差点内を通行する車両の進行を妨害したり、交差点に入る際に徐行しないなど。

⑩ 指定場所一時不停止等

②



③



⑦



⑧



⑨



⑪ 歩道通行時の通行方法違反

歩道で車道寄りを徐行しなかったり、歩行者の通行を妨げる際に一時停止しない。

⑪



⑫ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転

前後輪にブレーキを備えていなかったり、ブレーキ性能が不良の自転車を運転する。

⑬ 酒気帯び運転等

⑭ 安全運転義務違反

ハンドル・ブレーキ等を確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような方法で運転する。

⑮ 携帯電話使用等(いわゆるながらスマホ)

⑯ 妨害運転(いわゆるあおり運転)

他の自転車やバイク、自動車等の通行を妨げる目的で、不必要な急ブレーキをするなど。

自転車を利用する際は道路標識・標示をしっかりと確認！

<p>自転車は進入することができない</p> <p>通行止め 車両通行止め 車両(組合せ)通行止め 車両進入禁止 特定小型原動機付自転車・自転車通行止め</p>					<p>自転車が通行できない道路</p> <p>自動車専用 歩行者等専用</p>		
<p>自転車が通行できる道路</p> <p>特定小型原動機付自転車・自転車専用 普通自転車等及び歩行者等専用</p>		<p>一時停止しなければいけない場所</p> <p>一時停止</p>		<p>自転車が並進できるところ</p> <p>並進可</p>		<p>自転車が横断できるところ</p> <p>自転車横断帯 横断歩道・自転車横断帯</p>	
<p>矢印の方向にしか進むことができない道路</p> <p>一方通行 特定小型原動機付自転車・自転車一方通行</p>			<p>警音器を鳴らさなければならない場所・区間</p> <p>警笛鳴らせ 警笛区間</p>		<p>徐行しなければいけない場所</p> <p>徐 行</p>		
<p>特例特定小型原動機付自転車が通行できる歩道</p> <p>特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可 特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分</p>		<p>普通自転車が通行しなければならない通行帯</p> <p>普通自転車専用通行帯</p>		<p>交通規制区域を示す標識</p> <p>始まり 区間内 終わり</p>		<p>自転車が進入できない交差点を示す標示</p> <p>普通自転車の交差点進入禁止</p>	

※ 補助標識で軽車両・自転車が除外されることもあります。

◆ 親子乗り自転車の注意点

※各都道府県の規則により、異なります。

正式名称は「幼児2人同乗用自転車」といって、運転者とは別に小学校就学始期に達するまでの幼児2人が同乗できる自転車※です。電動アシスト自転車タイプが人気ですが、子供を乗せた状態での思わぬ転倒事故もあり、正しく利用することが大切です。

● 停車時の転倒事故に注意！子供のヘルメットは乗車前！

停車中に子供を乗せたまま、ちょっと目を離した、手を離れた間に自転車が転倒して、子供が大けがをする事故が後を絶ちません。重たい車体は倒れ始めると支えきれません。子供を乗せたらバランスに注意して、絶対に手を離さないようにしましょう。また、子供のヘルメットは乗車前に、乗せたらシートベルトを着用しましょう。

● 同乗できる子供は「小学校就学始期に達するまでの幼児」

親子乗り自転車の強度は、小学校就学始期に達するまでの幼児の同乗を想定して設計されています。「これぐらいなら大丈夫」といった勝手な判断は禁物です。

● 前抱っこでの乗車はNG！

子供の状況を把握できる「前抱っこ」は、歩行時は良いですが、自転車に乗る際は、転倒した際に大人が子供の上に倒れる形になり、被害が大きくなってしまいます。

● 前席に体の小さな子、後席に体の大きな子。

乗せる順は後席→前席。降ろす順は前席→後席。

親子乗り自転車はバランスが大切です。そのため、より安定する後席に体の大きな子に乗せるようにしましょう。乗せる順は後席が先。不安定になりやすい前席には、後に乗せて、先に降ろします。

正しい乗り方 (例)



幼児用座席1人
+おんぶ



幼児用座席2人

危険な乗り方 (例)



× 前抱っこ



× 4人乗り

特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)

まったく新しい車両区分の乗り物です。原動機の定格出力や最高速度表示灯を備えるなどが定められており、基準に適合していない車両は、一般原付や自動二輪として扱われ、特定小型原動機付自転車のルールが適用されません。

交通ルールは普通自転車に大変似ていますが、違うところもあります。利用する前にしっかり内容を確認し、正しく利用しましょう。

■ 主な装置



■ 主な交通ルール

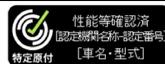
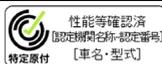
1. 走行モードによって通行できる場所が異なります。歩道では歩行者を優先します。また、特例特定小型原付の基準を満たさない車両は歩道通行できません。

	車道モード	歩道モード
車道	○	△
歩道	×	○※
路側帯	×	○※
自転車道・自転車専用通行帯	○	△

※ 普通自転車通行不可の場合を除く。

	特定小型原付(車道モード)	特例 特定小型原付(歩道モード)
大きさ	幅60cm以下×長さ190cm以下	
定格出力	0.60kw以下	
最高速度	20km/h以下 (緑色点灯)	6km/h以下 (緑色点滅)
ナンバープレート	義務	
自賠責保険	義務	
運転免許	不要(16歳未満は運転禁止)	
ヘルメット	努力義務	

性能等確認済シール



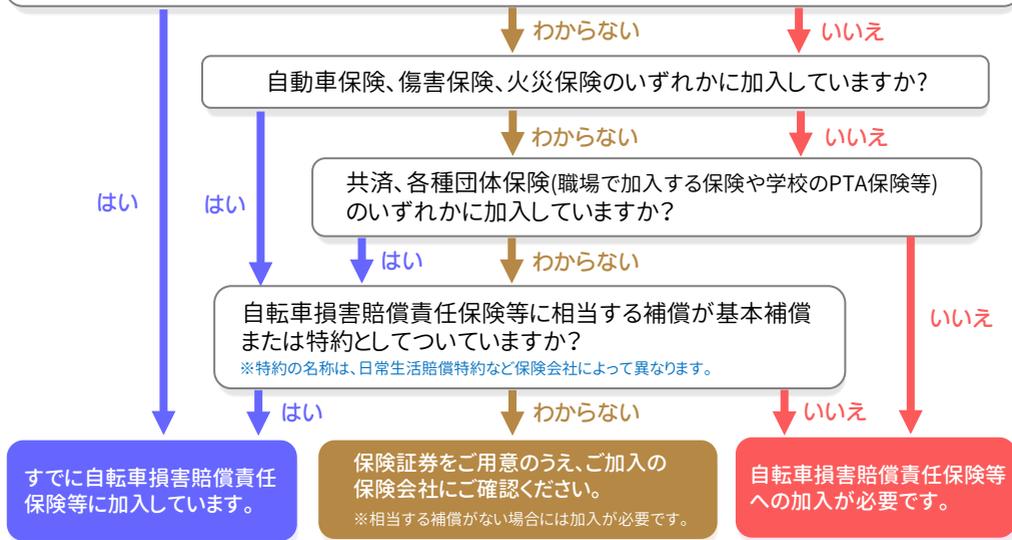
2. 信号機のある交差点では「二段階右折」。従う信号は車両用が基本。→ [P7](#)
3. 一時停止標識には必ず従い、前後左右の安全を確認。→ [P8](#)
4. 万が一の事故に備えて、ヘルメットを着用するよう努めましょう。→ [P9](#)
5. 道交法違反は反則金の支払いが求められ、危険行為を繰り返した者には「特定小型原付運転者講習」の受講が命じられる。



自転車損害賠償責任保険等 加入状況確認シート

自転車利用中の事故により他人にケガをさせてしまった場合などに備えて、相手の生命または身体の損害を補償できる保険(自転車損害賠償責任保険等)に加入していますか？

※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。



■ 日常生活での賠償責任保険等

自転車向け保険

自転車事故に備えた保険



自動車保険の特約

自動車保険の特約で付帯した保険



火災保険の特約

火災保険の特約で付帯した保険



傷害保険の特約

傷害保険の特約で付帯した保険



会社等の団体保険

団体の構成員向けの保険



PTAの保険

PTAや学校が窓口となる保険



共済

全労済、
県民共済など



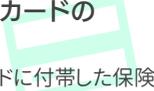
TSマーク付帯保険

自転車の車両に付帯した保険



クレジットカードの付帯保険

クレジットカードに付帯した保険



■ 業務中での賠償責任保険等（事業者向け）

- ・施設所有者賠償責任保険… 業務活動中の事故に備えた保険
- ・TSマーク付帯保険… 自転車の車両に付帯した保険



神奈川県

問合せ先 / 神奈川県くらし安全交通課

TEL : 045-210-3552

イラスト転用禁止 不許複製 / (一財)日本交通安全教育普及協会
2025.9